

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和8年5月13日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

M a k e r ' s P i e r

名古屋市港区金城ふ頭二丁目7番1

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
矢作地所株式会社 代表取締役 芝山 真明 名古屋市東区葵三丁目19番7号	矢作地所株式会社 代表取締役 山下 隆 名古屋市東区葵三丁目19番7号

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社和心 代表取締役 森 智宏 東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目20番 12号 ほか21者	株式会社ルルアーク 代表取締役 長友 伸二 福岡市東区松島 3丁目30番23号 ほか10者

3 変更の日

- (1) 設置者については、令和8年4月1日

(2) 小売業者については、令和 2年10月15日 ほか

4 変更した理由

(1) 設置者については、代表者変更のため

(2) 小売業者については、退店のため ほか

5 届出の日

令和 8年 4月10日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 8年 5月13日から同年 9月14日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 8年 9月14日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課